

研修だより

矢島小学校

No.25

05.10.26

人権教育と生活指導

「人権を通しての教育」について、長尾彰夫氏（大阪教育大）は、次のように言います。

つまり、教育活動が展開される過程や方法が、十分に人権を尊重したものになっていなければならない、そのことによって、人権に根ざした、人権を通じての教育がなされていくということであった。

長尾彰夫著『学力保障と人権教育の再構築』（明治図書）

長尾氏も指摘していますが、こうした人権教育のあり方は、教育現場では以前から大切にされてきたことです。「人権教育の実践」といっても、「新しい、未知の実践をしなければならない」ということではないことを、ここで再確認したいと思います。

以前からあった「人権を通しての教育」とは、具体的には「学級集団づくり」「仲間づくり」といった実践をさします。ご存じの通り、これらは「生活指導」と呼ばれてきた分野の内容です。

長尾彰夫氏は、人権教育と生活指導の違いを次のように整理しています。

生活指導というのは、教科指導と並んで学校の中で行われている独自の指導の方法を持った教育の領域である。それに対し、人権教育は、一定の目的、あるいは価値や文化をめざしている。（中略＝高橋）

したがって、生活指導のなかで人権課題にかかわっての教育がされていくことは当然ありうる。というより、人権教育は生活指導がめざすべき基本的な目的、方向性を示すものの一つとなっている。そこでは、生活指導としての人権教育が構想され、展開されていくことになる。

長尾彰夫著『学力保障と人権教育の再構築』（明治図書）

すでにどの学級でも実践されている「学級集団づくり」や「仲間づくり」を、今後も大いに進めていきましょう。でもその際は、次の点に留意しなければなりません。

「学級集団作づくり」の過程や方法が、十分に人権を尊重したものになっているか？